

原議保存期間	5年(令和10年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長 殿
 各 道 府 県 警 察 本 部 長
 (参考送付先)
 各管区警察局広域調整担当部長

警 察 庁 丁 規 発 第 6 4 号
 令 和 4 年 1 1 月 2 8 日
 警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針の変更について(通達)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子上物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号。以下「法」という。)第6条及び第8条の規定により、国は自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の削減に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めることとされているが、本年11月22日、基本方針の変更が閣議決定され、同年11月28日、別添のとおり環境省告示として公表された。

変更後の基本方針においては、総量の削減に関する目標年度について、平成32年度から令和8年度に変更がなされている。

交通警察においては、従来から交通流の円滑化を通じて、大気汚染防止に努めてきたところであるが、変更された基本方針を踏まえ、関係行政機関・団体と連携して交通管制システム、信号機その他の交通安全施設の整備を始めとする交通流円滑化施策等を推進し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の総量削減に努められたい。

また、法第7条及び第9条の規定により、対策地域(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県)を管轄する都道府県知事が基本方針に基づいて定めることとされている窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画の策定については、都道府県公安委員会、関係市町村等で組織された協議会の意見を聴くこととされていることから、関係都道府県警察においては、同計画の策定に係る協議等に際しては交通管理上必要な意見を述べることとし、それ以外の都道府県警察においては参考とされたい。

なお、「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針の変更について」(平成23年4月25日付警察庁丁規発第74号)は廃止する。

※ 別添省略